2008（平成20年）10.15
広報 PUBLIC RELATIONS SAKURA
さくら
No.85

市の花・木 さくら　市の鳥 せきれい

市民憲章

さくら市は、緑濃く水清らかで、歴史と文化のいきづくまちです。
私たちは、この故郷（ふるさと）を守り、さらに発展させ、未来に伝えるため、ここに市民憲章を定めます。

一、自然を愛し緑豊かなまちをつくります
一、互いに助け合い、思いやりの輪を広げます
一、歴史を大切にし、文化の薫るまちをつくります
一、スポーツを愛し、健やかな心と体を育みます
一、働くよろこびを持ち、活気あふれるまちをつくります

平成18年７月１日制定

大規模な交通事故を想定した救助救護訓練が行われました

9月10日（水）、塩谷広域行政組合消防本部による集団救急事故救護訓練がフィオーレ喜連川で行われました。この訓練は、地元消防団、災害応援協議会、医師会、女性防火クラブ、航空隊および地元自治会にも参加をいただきました。

訓練は、フィオーレ地内の市道交差点で、大型バス・ワゴン車・乗用車・歩行者などが関係し、多数の負傷者が発生した事故との想定で始まりました。

通報により現場に到着した救急隊や消防隊が、すばやく事故の負傷者の救護にあたり、事故現場全体の状況の把握や負傷者のトリアージ（救護者の優先順位）を実施し、救護テントへの搬送を行いました。同時に救助工作車やクレーン車などを使い負傷者を救出しました。また、県防災ヘリで重傷者を搬送するなど、関係機関が連携した大規模な訓練でした。

訓練に参加した皆さんは、本番さながらに真剣かつ、迅速に行動していました。

市民の安全安心のために働いてくれる関係機関の皆さんの姿を間近で見ることができ、力強く感じました。

目　次

■栃木県知事選挙…… 2
■リバーサイドきぬの里第6期分譲 4
■国民健康保険ってどうなってるの？ 6
■喜連川町史全七巻完成…… 8
■パブリック・コメントの結果について 10
■公共下水道事業について…… 11
■ゆめ！さくら博2008を開催します 12
■健康まつりを開催します…… 13
■さくらNEWS…… 14
■くらしのNEWS…… 16
■さくら市の行政区…… 18
■地域の宝発見の旅・消費生活情報のひろば 19
■保健師の健康づくりコーナー・図書館だより 20
■環境課からのお知らせ・入札結果・寄贈 21
■さくら市ミュージアム・さくら市のむかしばなし 22

R70 PRINTED WITH SOY INK この印刷物は「環境にやさしく」をモットーに「大豆インキ」「古紙配合率70%以上の再生紙」を使用しております。

栃木県知事選挙

〈告 示 日〉 10月30日(木)
〈投 票 日〉 11月16日(日)
〈投票時間〉 午前7時～午後8時

◇選挙人名簿の登録基準日・登録日

平成20年10月29日(水)
※ただし、年齢については選挙期日（11月16日）現在で算定します

◇さくら市で投票できる人

＊昭和63年11月17日以前に生まれた人
＊平成20年７月29日以前にさくら市に転入届出をして、その後も引き続き３ヶ月以上住所を有している人

◇さくら市で投票できない人

＊昭和63年11月18日以降に生まれた人
＊投票日（11月16日）前に県外へ転出した人
＊次の②、③に該当する人

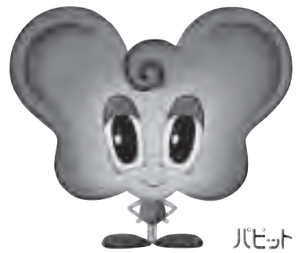

栃木県選挙イメージキャラクターの“パピット”です。

「ご注意！最近、さくら市に転入した人の投票について…」

①さくら市で投票できる人は？

平成20年７月29日以前にさくら市に転入届出をして、その後も引き続き３ヶ月以上住所を有している人です。

②旧住所地の県内の市町で投票しなければならない人は？

県内の他の市町から平成20年７月30日以降にさくら市に転入届出をした人は、旧住所地の市町での投票となります。

ただし、これに該当する人は、さくら市長が発行する「引き続き栃木県の区域内に住所を有する旨の証明書（無料）」を、あらかじめ市役所市民課または喜連川支所市民福祉課の窓口で受け取り、旧住所地の投票所の受付に提示しなければ投票できません。

また、この人が期日前投票や不在者投票を行う場合も、この「証明書」が必要となります。

③投票できない人は？

平成20年７月30日以降に県外の市区町村からさくら市に転入届出をした人です。

◆期日前投票

投票日当日（11月16日）に仕事やレジャー等で投票所に行けない人は、期日前投票ができます。

〔期　間〕 10月31日(金)から11月15日(土)まで
〔時　間〕 午前８時30分から午後８時00分まで
〔場　所〕 ① 市役所第２庁舎２階会議室（氏家地区の方）
② 喜連川支所第２庁舎２階会議室（喜連川地区の方）

◆施設等の不在者投票

栃木県選挙管理委員会から指定施設として認められている施設（病院・老人ホーム等）に入院・入所している人は、その施設内で不在者投票ができます。施設等で不在者投票をする場合は、入院・入所している本人からその施設長に不在者投票を希望する旨を申し出てください。

◆郵便等による不在者投票

身体障害者手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている人や介護保険法の要介護者で次の表に掲げられた一定基準以上の障害等が認められる場合には、郵便等による不在者投票ができます。また、このうち、上肢または視覚の障害が一定基準以上（身体障害者手帳１級もしくは戦傷病者手帳特別項症から第２項症）であると認められる場合には、代理記載による投票もできます。

これら郵便等による不在者投票を行う場合には、あらかじめさくら市選挙管理委員会が交付する「郵便等投票証明書」が必要となりますので、郵便等による不在者投票を希望される人は、お早めにさくら市選挙管理委員会にご連絡ください。

なお、この方法で投票用紙の請求ができるのは、投票日の４日前（11月12日）までとなりますのでご注意ください。

手帳等の種類	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	１級・２級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	１級・３級
	免疫	１級・２級・３級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症・第１項症 第２項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	特別項症・第１項症 第２項症・第３項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護５

◆選挙公報について

候補者の政見等を掲載した選挙公報が発行されます。選挙公報は新聞折込みで配布するほか、市役所・公民館・駅・金融機関等の窓口にも設置しますのでご覧ください。

◆防災行政無線によるお知らせについて

栃木県知事選挙の当日（11月16日）は、午前7時・正午・午後7時に防災行政無線により選挙期日のお知らせをします。

○お問合せは…

さくら市選挙管理委員会(市役所監査委員事務局内)　☎681－8033

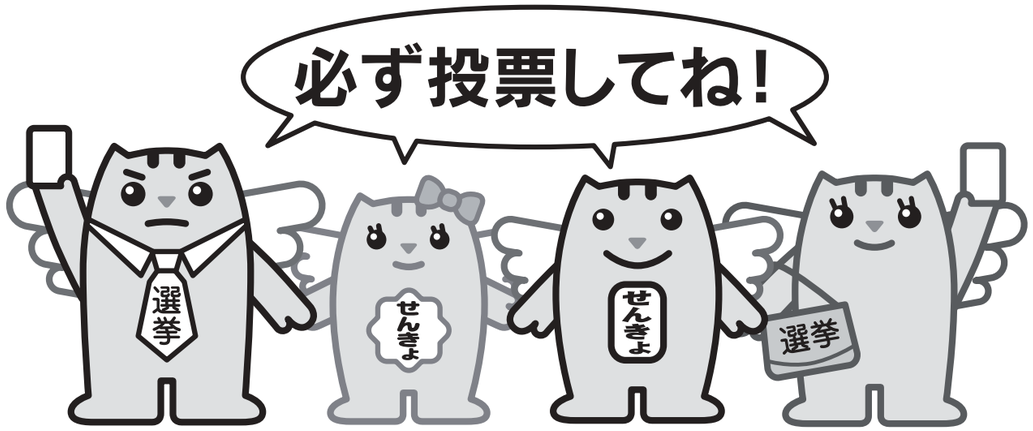

リバーサイドきぬの里　第6期　分譲を行います

■新規販売価格
706万円台より

■上阿久津台地土地区画整理事業全体設計図

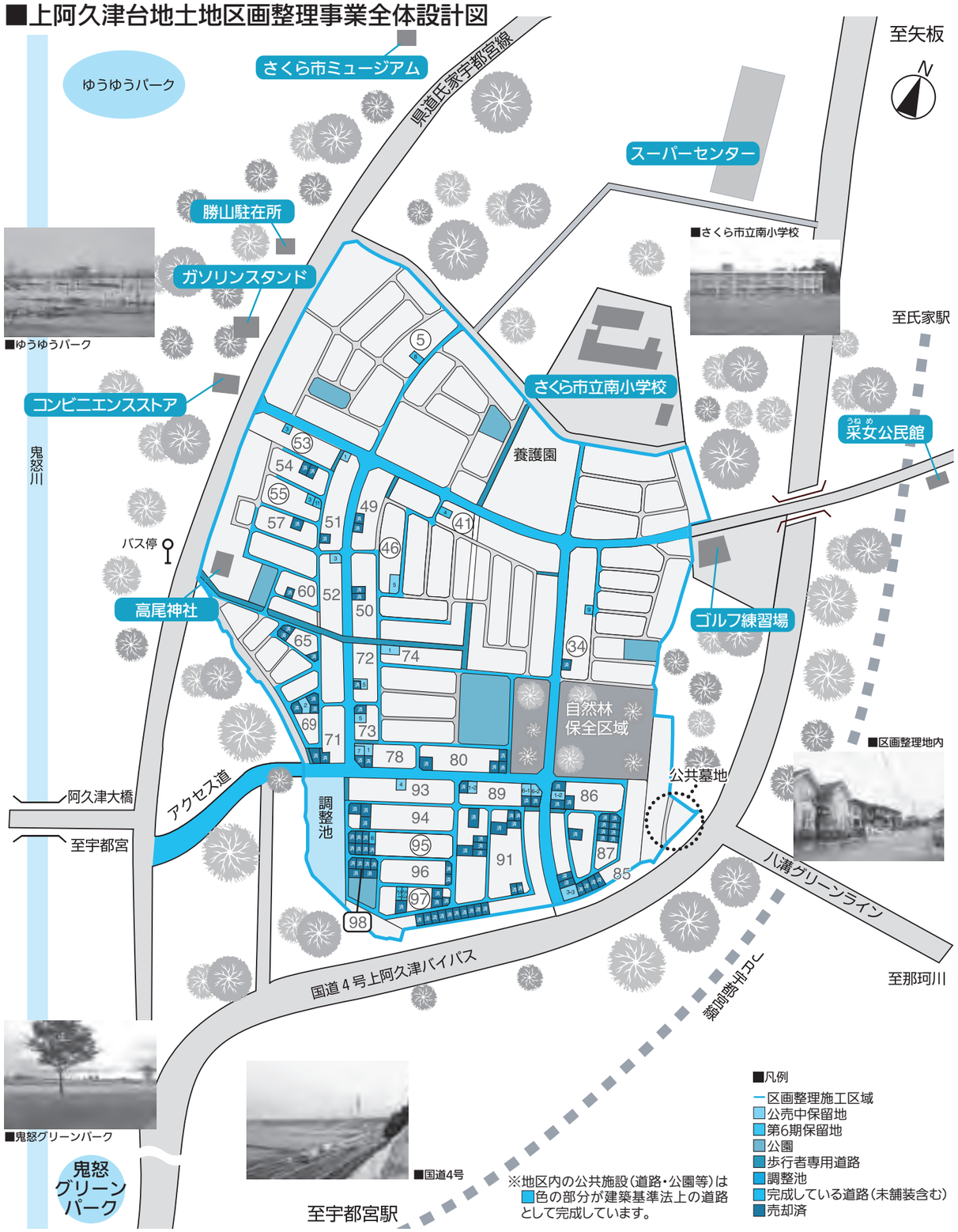

★申込区画数
制限はありませんので、2区画以上でも同時にお申込みいただけます。ただし、重複した場合は抽選となります。

★申込期間
10月28日（火）まで
※公売中保留地は随時受付中

★受付時間
午前８時30分～午後５時30分
（土日は除きます）

★受付場所
市役所第２庁舎　都市整備課

★必要なもの
抽選参加申請書（用紙は都市整備課に用意してあります）

★抽選日
11月７日（金）

★問合わせ
都市整備課　☎681－1120
✉toshiseibi@city.tochigi-sakura.lg.jp

1）買受資格等
①都市計画法に規定されている用途地域にあった土地利用をする方。
②買受保留地の引渡し後、善良な管理を行う方。

2）抽選方法
①抽選に参加する方は抽選参加申込書を提出しなければなりません。
②抽選は処分土地について単価及び総額を明示して行い、当選者を当該保留地の買受予定者とします。
③当選者の他、補欠者１名を選出し、当選者が契約を締結しないときは、補欠者をもってこれに当てます。
④買受予定者は、市が指定する期日までに保証金として５万円を納入していただきます。

3）買受資格審査
①買受予定者となった方は、買受資格審査申請書を提出していただきます。
②市は上記申請の審査をして、適格者に買受資格決定通知書を交付します。

4）売買契約
①買受予定者は、買受資格決定通知書の交付を受けた日から14日以内に土地売買契約を締結してください。

5）契約保証金
買受予定者は、売買価格の100分の20に相当する金額を市が指定する期日までに契約保証金として納入していただきます。

6）売買代金
売買代金は、契約を締結した日から60日以内に全額納入してください。５）の契約保証金は、売買代金に充当することができます。

7）保留地の引渡し
売買代金を完納したときは、買受保留地の引渡しを受け、使用収益を開始することができます。

8）所有権移転登記
買受保留地の所有権移転登記は、換地処分に伴う登記手続の完了後に行い、登記費用は買受者の負担となります。

9）契約解除
買受者が契約に違反したときは、契約を解除し、５）の契約保証金は返還しません。

10）譲渡の禁止
買受者は、４）の売買契約を履行し、かつ８）の所有権移転登記の手続きが完了する以前においては、買受保留地を第三者に譲渡することができません。

11）抵当権の設定
抵当権の設定は８）の所有権移転登記が完了するまではできません。

12）保留地ローン
買受保留地の購入資金が融資条件により金融機関から借入できます。

■販売区画

街区番号	画地番号	地積（㎡）	地積（坪）	㎡単価（円/㎡）	坪単価（円/坪）	価格（円）	用途地域	建ぺい率（%）	容積率（%）
5	8	220.03	66.57	42,400	139,900	9,329,000	第一種住居地域	60	200
34	9	200.00	60.51	36,200	119,400	7,240,000	第一種住居地域	60	200
41	4	291.83	88.30	36,600	120,700	10,680,000	第一種住居地域	60	200
46	5	374.98	113.46	37,700	124,400	14,136,000	第一種低層住居専用地域	50	80
53	3	382.38	115.70	47,300	156,000	18,086,000	第一種住居地域	60	200
55	3	280.17	84.77	36,400	120,100	10,198,000	第一種低層住居専用地域	50	80
	11	280.17	84.77	37,300	123,100	10,450,000	第一種低層住居専用地域	50	80
95	6	220.00	66.55	32,200	106,200	7,067,600	第一種低層住居専用地域	50	80
97	2－1	202.18	61.17	35,800	118,100	7,238,000	第一種低層住居専用地域	50	80
	2－3	202.18	61.17	35,800	118,100	7,238,000	第一種低層住居専用地域	50	80

■公売物件の概要
●公売区画数／10区画●所在地／上阿久津地内（上阿久津台地土地区画整理事業地内）●交通／JR氏家駅より車で10分●地目／宅地●道路／6m・9m・17m幅員●学区／南小・氏家中●土地のみ分譲●その他／土地区画整理事業により生み出された土地のため、所有権移転や抵当権等の不動産登記は換地処分が実施された確になります。

「国民健康保険」って、どうなってるの？

〈問〉市民課　保険年金係　☎681－1115

Q. 被保険者は？

国民健康保険の被保険者とは、健康保険や共済組合等の被用者保険（社会保険）の被保険者以外の人が対象であり、法により、本人の意思にかかわらず全ての人が住所地の国民健康保険の被保険者となります。

Q. 国民健康保険の運営は？

市町村が保険者となり、被保険者の皆さんが医療機関の診療を受けた場合の保険での給付となる、本人が窓口で支払う３割（または２割、１割）の残り７割（または８割、９割）の支払いと、被保険者からの申請による療養費および高額療養費の支払いを行います。

Q. 国民健康保険の財源は？

国民健康保険を運営するための必要なお金は、国、県からの補助金と、市町村からの繰入金と、被保険者の皆さんから納付される「国民健康保険税」により賄われ運営されています。

その負担割合は、療養給付費（７割または８割・９割分）、療養費、高額療養費等の療養諸費と老人および介護納付金の合計の34％を療養給付費負担金として、７％を調整交付金として国が負担し、９％を県調整交付金として県が負担し、市は事務費等を負担します。事業運営経費の残りの部分を国民健康保険税で賄います。

Q. 国民健康保険税ってどう決めるの？

国民健康保険税は、国民健康保険事業運営に必要な支出総額から、国、県からの補助金と市町村から事務費等の繰り入れ金を除いた収入の不足額を基に税率を算定します。

市では算定を、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に分け、それぞれを所得割、資産割、均等割、平等割の４要素（４方式）によりを算出し、必要額に見合う税率を設定しています。

Q. 国民健康保険税はどうして高くなるの？

国民健康保険の支出の大部分を療養給付費、療養費、高額療養費等の療養諸費と老人および介護納付金の合計が占めており、国、県からの補助金で50％が賄われているとはいえ、療養諸費と拠出金が多くなればなるほど国民健康保険事業運営費が大きくなり、その分国民健康保険税での負担も大きくなります。

さくら市においては、税率を左右する療養諸費が近年伸びており（表参照）、そのため平成20年度において税率改正をせざるを得なくなりました。

療養給付費等一覧（保険者負担額）

	療養給付費等（円）	療養費（円）	高額療養費（円）	合　計（円）
平成15年度	1,752,837,638	23,178,825	194,752,748	1,970,769,211
平成16年度	1,903,489,659	19,465,243	206,475,047	2,129,429,949
平成17年度	1,945,494,804	20,394,954	188,026,921	2,153,916,679
平成18年度	2,078,118,305	23,226,849	183,863,499	2,285,208,653
平成19年度	2,236,789,902	25,189,504	210,315,102	2,472,294,508

1人当たり療養給付費等（保険者負担額）

項目／年度	療養給付費等		
	保険者負担額（円）	平均被保険者数（人）	一人当り（円）
平成15年度	1,970,769,211	12,286	164,408
平成16年度	2,129,429,949	12,564	169,487
平成17年度	2,153,916,679	12,677	169,907
平成18年度	2,285,208,653	12,611	181,208
平成19年度	2,472,294,508	12,468	198,291

1人当たり療養諸費（近隣市町との比較）

（単位：円）

	さくら市	A	B	C
療養諸費	198,291	213,747	183,342	192,901

Q. 保険税を滞納するとどうなるの？

国民健康保険被保険者証は毎年10月１日で更新されますが、滞納者については更新前に納税相談を行い、納付計画を立てていただきます。あわせて国民健康保険被保険者証は有効期限の定められた短期被保険者証が交付され、納付状況を確認しながら短期被保険者証が更新され交付されます。

また、納税相談に応じない方で長期間納付実績のない方には、診療機関窓口で全額を支払い、市役所で保険給付分７割（または８割、９割）を請求することになる国民健康保険被保険者資格証明書が交付されます。

国民健康保険の制度は、相互扶助共済の精神にのっとり保険給付を行う社会保険制度であり、滞納すると徴収率により国、県からの補助金が減額調整される等、他の国保加入者にも影響を与えることになりますので、必ず完納されるようご協力をお願いいたします。

Q. さくら市国民健康保険税って高いの？

決して安くはありません。

さくら市と近隣市町の一世帯当たり賦課額の比較です。

平成20年度　世帯当たり賦課額（項目別賦課額：円）

	医療分	後期高齢者支援金分	介護拠納付分
さくら市	165,078	46,281	39,894
A	130,373	51,978	35,343
B	159,247	31,419	27,919
C	158,630	43,244	42,133

平成20年度　世帯当たり賦課額（総賦課額：円）

	さくら市	A	B	C
賦課額	234,084	202,733	205,778	226,564

各市町の療養諸費の状況、税の収納状況、所得状況、および資産状況により各市町がそれぞれ税率を決めています。

さくら市は、一人当たり療養諸費が多くかかるため、それに見合う国民健康保険税を集めなければならないので、一世帯当たり賦課額が高くなってしまいます。

Q. 平成19年度の状況は？

決算の状況

歳　入		歳　出	
科　目	決　算　額　（円）	科　目	決　算　額　（円）
国民健康保険税	1,431,368,804	総務費	42,648,416
使用料及び手数料	952,600	保険給付費	2,514,989,786
国庫支出金	1,080,197,119	老人保健拠出金	614,166,917
療養給付費交付金	487,187,351	介護納付金	242,594,586
県支出金	191,936,281	共同事業拠出金	443,575,051
共同事業交付金	453,946,819	保険事業費	8,403,373
財産収入	66,180	基金積立金	0
繰入金	190,474,416	交際費	0
繰越金	115,073,914	諸種出金	5,514,178
諸収入	5,110,120	予備費	0
合　計	3,956,313,604	合　計	3,871,892,307

基金の状況（表）

（単位：千円）

年度／金額	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
財政調整基金残高	271,187	212,416	92,613	127,613	99,613

決算状況については、84,421,297円の黒字ですが、**繰越金と基金繰入を除いた実質単年度収支は、58,652,617円の赤字となります。**

基金については、さくら市の規模から３億から５億が望ましいとされています。

Q. どうすれば国民健康保険の健全運営を維持できるの？

一人ひとりが自分の健康管理を十分心がけるとともに、正しく保険診療を受けていただき、国民健康保険税の必要性を理解し税を完納することにより、はじめて健全運営を維持することができます。被保険者の皆さまのご協力をお願いいたします。

喜連川町史　全七巻八冊完成

～「町誌」から「町史」へ～

昭和五二年度に発刊された『喜連川町誌』は、町内研究者を中心に九年の歳月をかけて編さんされ、広く一般の方々に愛読され、絶本となった今日でも、県内外から照会を受けるほどに好評でした。

しかし、『栃木県史』の編さんが終了し、他市町村の編さんが進む中、喜連川町関連の優れた史料も続々と発見され、「町誌」から「町史」へと飛躍させる編さん事業が必要となりました。

全国より収集しました貴重な史資料をもとに、時代とともに移り変わった生活の実態を「町史」として親しみやすく編さんいたしました。

喜連川町史編さん事業に着手以来、一三年という大変長丁場でありましたが、ここに全巻を完成できましたことを記念し、各部会長様よりご報告致します。

○考古部会

町史編さん事業が無事終了できましたことに、感謝と喜びを感じております。

平成九年から始まった遺跡の再調査では篠のブッシュ、真冬の霜解けの畑に悩まされましたが、遺跡数は四二遺跡から四六一遺跡と飛躍的に増加しました。それらの資料にもとづき平成一五年三月に資料編1考古が刊行されました。

その後、通史編の編集作業に入りました。平成一八年九月に縄文・弥生時代を担当していた中村紀男氏が病気で急逝されましたが、亡父の遺志を継ぎ中村信博氏が、執筆を担当したことにより刊行することができました。

通史編1考古部会担当は、喜連川町の地形・地質から始まり、旧石器・縄文・弥生・古墳の各時代については日本・関東・栃木の歴史の流れや特質を通して、旧喜連川町の歴史をさくら市民に理解しやすいように編集されていますので、ご購読願います。

通史を読み歴史の流れが理解できたら、興味のある時代については資料編で調べるのも良いと思います。

郷土を愛することは「ふるさと」の歴史を知り、郷土の伝統と文化財を大切にすることだといわれます。

そのためには、町史で紹介された資料を整理し「喜連川町史資料館」のような展示施設を充実させること、西原古墳等は史跡公園として整備することも望まれます。

第一巻　資料編1　考古
平成14年度発刊
1巻3,000円

第二巻　資料編2　古代・中世
平成12年度発刊
1巻3,000円

千年後のさくら市民のために町史を編さんし、縄文土器等を復元し、重要遺跡を保存することは私達さくら市民の責務であると考えられます。

（常川秀夫）

○古代・中世部会

一〇年以上にわたる編さん事業をふりかえると、当部会としては、永原慶二先生に監修者としてご指導いただいたことが、もっともおおきな喜びでありました。永原先生は、喜連川町史全体のことに目を配られており、そのなかで当部会の動きも見ていてくださいました。原稿段階での点検、校正段階での点検では、全部に目を通していただき、多くの疑問点が寄せられました。またそれが迅速でありました。私としては、校正は初校段階ですべての点検をしておくように指導され、神田の学士会館でいっしょに初校刷りをみていただいたことが思い出として残っています。永原先生の言葉は丁寧でしたが、内容はとてもきびしいものであったというのが、今も残る印象です。

私たちの部会は専門委員四名で活動しましたが、編年史料編では塩谷氏をおいかけ、喜連川文書編では史料翻刻のありかたを考え、おおくの議論をしてきました。喜連川町史は一応終了したわけですが、とくに喜連川文書はこれからも研究されるでしょう。今回の経験が一人一人の、次の作業に生かされることを願うばかりです。

（山本隆志）

第三巻　資料編3　近世
平成18年度発刊
1巻3,000円

○近世部会

通史1第三編「近世」は、喜連川家成立の頃から幕末維新期まで、約二八〇年間の喜連川町域の歴史が叙述してあります。今回、当町域の近世史のいくつかの特徴点が描き出せました。

第一は領主のことです。喜連川家が古河公方の末裔の家として成立する過程を資料によって裏付けました。また同家の江戸幕府での待遇の解明は、今回が初めてです。上河戸などを支配した福原家も、交代寄合といって、大名並みの格式を許された特別の家でした。

第二は、当町域の文化的力量が描かれたことです。喜連川家代々当主の文武の嗜みを始めとして、家中、庶民は、武術・学問・囲碁・書画・詩歌などにはげんでいました。

第四巻　資料編4　近現代
平成16年度発刊
1巻3,000円

第三は「御城下」や村々に住む人々の生活史の多様性です。街道を行き交う旅人との関わり、苦労の多かった農業活動の推移なども、人々に寄り添うかたちで描きました。領主支配に対する庶民の対応は、彼らの生活にしっかりと位置付いていました。しかしそれも幕末に向かうにしたがって、ゆらぎを見せるようになっていきます。

そして第四に、当町域にとって、明治維新は中央におけるよそごとではなく、年貢は取れない、財政は火の車といった領主権力の衰え・ほころび、そして下層民の「世直し」の叫びとにより、近代へ移ろうべくして移っていったことが見て取れます。

このほかにも、近世期、当町域に生きた人々の確かな足跡が書き留められています。

（西田真樹）

○近現代部会

『喜連川町史　資料編4　近現代』は、平成一七年三月刊、六章二七節四六八点の資料から成っています。近現代史では役場文書は重要ですが、喜連川町役場の石蔵には、廃棄を免れた文書が残され、町の行財政や町会記録など、また「許認可申請綴」には、新道の桜の植樹願があり望外の収穫でした。

前回の『喜連川町誌』では、上江川地区や庶民生活の資料が不十分でした。今回は区有文書や個人所蔵から町民の日常生活の営みを収録、中でも鷲宿の「村上富五郎日記」は戦中・戦後の世相を写した貴重な記録です。上江川地区についても、農家経営、農会、経済更正運動など広く資料を収録しています。

『喜連川町史　通史編2　近現代』は、平成二〇年三月刊、従来喜連川では、廃藩置県ではなく、喜連川藩が消滅した版籍奉還を画期としていますが、本巻は、明治初年から平成大合併までを、一〇章五一節に分け叙述しました。

資料は広く町の内外から採りましたが、斎藤敏子家の板垣総理来庁の資料は、地元紙や『自由党史』に記載がなく、精査の結果『党報』の記事で、未曽有の盛典が明るみに出ました。また、たび重なる戦争と町民の意識やくらしなどは、忘れてはならぬ記録です。そのほか、温泉湧出を機とする町政はじめ、商工業や農林業の変貌についての叙述も必読のものとなっています。

（石川　健）

第五巻　資料編5
喜連川文書　上・下
平成18年度発刊　1巻6,000円

第六巻　通史編1
原始・古代　中世　近世
平成20年度発刊　1巻3,000円

平成一六年度末（平成一七年三月二八日）に喜連川・氏家両町が合併して、さくら市が誕生しました。

旧喜連川町・旧氏家町が、合併後も町史編さん事業を継続事業として進めてまいりました。このたび、旧喜連川町の先人を身近に感じる『喜連川町史　第六巻　通史編1　原始・古代　中世　近世』を発刊することができ、全七巻八冊を刊行できました。

平成八年度から、史資料の収集に努め各行政区・公共機関・団体等を訪れ多くの貴重な史資料を発掘することができ、これらの貴重な史資料から旧喜連川町の歴史を解明することができました。

一三年の歳月を経て、ここに全巻を完成することができましたが、これもひとえに監修者及び四部会（考古、古代・中世、近世、近現代）をご担当された専門委員一九名、各部会の協力執筆者五名のご尽力の賜と深く感謝申し上げます。

また、『喜連川町史』の刊行に際し貴重な史資料をご提供くださいました関係者及び関係機関団体・市史編さん委員、調査にご協力くださいました協力員の皆様、さらに陰に陽にご声援くださいました市民の皆様に心から御礼申し上げます。

○『喜連川町史』全七巻八冊紹介

- 喜連川町史　第一巻　資料編1　考古（第二回配本）
- 喜連川町史　第二巻　資料編2　古代・中世（第一回配本）
- 喜連川町史　第三巻　資料編3　近世（第四回配本）
- 喜連川町史　第四巻　資料編4　近現代（第三回配本）
- 喜連川町史　第五巻　資料編5　喜連川文書　上・下（第五回配本）
- 喜連川町史　第六巻　通史編1　原始・古代　中世　近世（第七回配本）
- 喜連川町史　第七巻　通史編2　近現代（第六回配本）

第七巻　通史編2　近現代
平成19年度発刊
1巻3,000円

各巻とも、発行部数に限りがあります。さくら市民の皆様に特にご購読いただきたくご案内致します。

完成までの長い間ご協力ありがとうございました。

「さくら市道路整備基本計画（案）」に関するパブリック・コメントの結果をお知らせします

◇意見等の募集期間
平成20年8月1日～8月29日
◇意見等の受付件数
1人　3件
◇提出方法の内訳
持参1人・郵送、ファクシミリ、電子メール0人

建設課では、「さくら市道路整備基本計画（案）」について、皆さまからの意見を募集しました。その結果、1人の方から3件のご意見をいただきましたので、次のとおり公表いたします。

なお、提出された意見を内容により整理し、概要として掲載しています。

【問】建設課　☎681－1119

□ご意見（1）

新規幹線道路（さくらロード）に関してはすべて白紙に戻すこと。

理由：現在建設途上の本田技研が本格稼働し、これに伴う交通量の増加、周辺既存道路の渋滞状況を詳細見極めたうえで新設道路を改めて検討すべきである。

また、「さくら市道路整備基本計画（案）」P11、P15の位置図をみると、本田技研はさくらロードの延長線上に位置することからも「さくらロード」の現行案は即時白紙撤回すべきである。

☆市の考え方

さくらロードは、旧2町の交流幹線道路として整備するものであり、本田技研開発に伴う渋滞対策を目的とするものではありません。さくら市における旧2町は、国道293号と主要地方道大田原氏家線という混雑度の高い道路により連絡されております。新市の連携・交流に加えて災害時の機能強化には、新たな連絡道路の整備が不可欠と考えます。ご指摘の本田技研に伴う渋滞状況を見極めたうえでの新設道路の検討については、さくらロードとは別に検討されるべきと考えます。さらに、道路整備には長い期間を要するため、渋滞が発生してから検討を始めたのでは、市民生活への影響が大きくなってしまいます。このため、すでに県・市をはじめ関係機関において、将来交通を予測して、どの様な対応が必要となるのか検討を始めております。

本田技研がさくらロードの延長線上に位置することから現行案を廃止すべきとのご意見は、本田技研の通勤車両の通行を懸念してのことと思いますが、さくらロードは本田技研の通勤経路にはならないため、直接の関連はありません。しかし、全体的な交通の流れの変化により、相当数の交通は発生すると予想されるため、交通量に対応した道路整備を行います。

□ご意見（2）

道路現況からの課題として
・市道（5・5m未満）の幅員拡幅。
・市中心街の歩道の整備、特に歩車道の境（駒止めの裏側）の幅10cmほどの溝は自転車の通行に極めて危険即埋めて欲しい。（旧氏家町）

☆市の考え方

道路評価の結果による優先順位の高い順に、拡幅の必要性、緊急性、整備効果（費用対効果）、熟度（用地協力）等を検討し、限られた財源の中で順次整備を行いたいと考えております。

市中心街の歩道新設・拡幅についても、整備の必要性、緊急性、整備効果（費用対効果）、熟度（用地協力）等を検討し実施をすることとなりますが、現状では道路事業単独での新設・拡幅は困難な状況にあります。歩車道境界の排水溝については、県道上高根沢氏家線の歩道と思われますので、道路管理者（栃木県）と協議いたします。

□ご意見（3）

市民アンケート結果の反映。
・歩行者・自転車への安全対策、特に高齢者の増加に配慮した諸施策の実施を望む。
・生活道路・通学路を重点とした防犯対策実施。

☆市の考え方

道路評価に市民アンケート結果を反映させております。また、道路整備の際には、必要に応じて歩行者、自転車の安全対策としての歩行者・自転車道の設置を行います。また、高齢者の安全に配慮したバリアフリー化を推進します。

公共下水道事業に関するお知らせ

下水道管を埋設する工事は、幹線道路沿いの下流からを基本に進めます。市内で行われている管渠埋設工事につきましては、皆さまにも大変ご迷惑をおかけしていますが、今後も計画に基づいて順次工事を進めていきますので、ご理解いただきたいと思います。

下水道で
きれいな水に　リサイクル
そのために広げます。

私たちは生活していくうえで、さまざまな形で水を使っています。
台所や風呂、水洗便所などで使ったあとの生活排水や、工場などで生産に役立ったあとの工場排水は、そのまま川や湖沼などに捨てると、水質は悪くなり悪臭を発生させ、魚が住めなくなり、自然環境が破壊されます。
そうした汚水を集めて処理し、きれいな水を自然のサイクルに戻すのが下水道の役割です。

下水道は生活環境保全や河川などの公共用水域の汚濁防止に必要不可欠な都市施設です。
全体の整備計画面積は993haで、計画目標年度は平成37年となっています。
完了すれば約27,500人分の汚水を処理することができます。
着工から約20年が経過し、約471haが整備されました。ようやく全体計画の48%まで整備されましたが、整備完了までには長い期間と費用がかかる事業です。

下水道使用料について

下水道工事が完了し、家庭や事業所から排出される汚水を下水道に流すようになると、下水道使用料がかかります。家庭や事業所から排出される汚水を下水道によってきれいな水にするためには、水処理センターの維持管理費や下水道管の清掃・修理などの施設の維持管理にたくさんの費用を必要とします。
この使用料は上水道の使用水量をもとに決められ、水処理センターの維持管理等の費用に使われます。

下水道を正しく使うために

平成5年4月から一部の使用が始まっており、現在(平成19年度末)4,200世帯が加入しており、約11,000人の方が利用している状況です。
みんなの下水道です。大切に正しく使いましょう。
宅地内の排水設備は、使用者が維持管理することになります。
分流式の下水道ですので、汚水管には絶対に雨水を入れないでください。

★台　所
流しに金網をつけるなどして、ごみや野菜くずを流さないようにしてください。
油類は管がつまる原因になりますので流さないでください。

★トイレ
使用後は必ず水を流してください。
トイレットペーパー以外は専用のものを使用してください。
異物を投入しないでください。
ビニール・タバコの吸い殻などは別の容器に入れてください。
鉛筆、ボールペン、くし、歯ブラシ等のものは、内部でつまるので、もし誤って便器内に落とした場合、水を流す前に必ず拾い出してください。
便器の清掃にはぬるま湯を使い、取れにくい汚れには中性洗剤をうすめて少量お使いください。
殺虫剤、防臭剤、漂白剤は入れないでください。

★風呂場・洗濯場
固いものや布くず、毛髪などは目ざらを用いて取り除いてください。
土砂が入り易いところでは、泥だめ等により除去してください。

★その他
強い酸類などは、悪臭の原因になりますので、流さないでください。
高温の湯は管を傷めるので、いったん冷却し、温度を下げてから流してください。

〈問〉下水道課　☎681－1118

ゆめ！さくら博2008を開催します！

ゆめ！さくら博は、市民参加の学びのお祭りです！当日は、たくさんの体験・展示・発表が行われます。皆さんどうぞご参加ください。詳しくは、19日（日）の新聞折込みのチラシをご覧ください。

開催日　10月25日（土）・26日（日）
時　間　午前10時～午後4時（26日（日）は午後3時まで）
会　場　喜連川公民館、喜連川体育館、氏家体育館、氏家公民館、喜連川図書館、さくら市ミュージアム

ソーラーカー試乗（氏家体育館駐車場）

レースを着た人形〔作品展示〕（喜連川公民館）

阿波おどりすてき連（氏家公民館ホール・26日（日）のみ）

☆イベントボランティア募集！

ゆめ！さくら博の準備・後片付けをお手伝いいただけるボランティアを募集します。

対　　象：中学生以上ならどなたでも
活動内容：24日（金）会場準備・26日（日）出店の手伝いと後片付け
申込み先：ゆめ！さくら博実行委員会事務局（生涯学習課）　☎686－6621（締切り　10月22日（水）まで）

☆お知らせ

26日（日）午前10時～11時（予定）に、右図の区間で市消防分団の分列行進が行われます。氏家体育館・氏家公民館会場へお越しの際は、看板等の指示に従っていただきますようお願いします。

※なお、昨年度まで運行していたシャトルバスは、利用者少数につき今年度は運行を行いません。

※当日、屋外において大きな音が出る出店もありますので、あらかじめご了承ください。

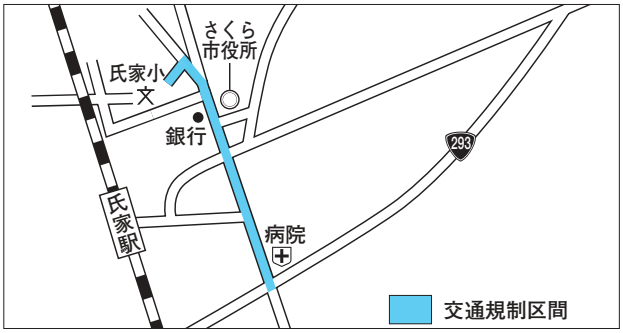

『喜連川町史　第六巻　通史編1　原始・古代　中世　近世』（第7回配本）を発売します

－　本書の体裁　－　　規格：B5版　本文760頁　組方：10ポ　2段組
口絵：8頁　写真18点　　製本：上製本　機械箱入り

価　　格　1部　3,000円

申込方法

■**直接購入**　生涯学習課郷土史編さん係またはさくら市ミュージアム　－荒井寛方記念館－

■**送付購入**　代金受領後送付料受取人払いで発送します。代金価格の郵便小為替または現金書留にて、生涯学習課郷土史編さん係へ送付してください。必ず住所・氏名・電話番号と希望書籍名および部数を記載してください。

☆発売中！

○第1回配本	第二巻	資料編2	古代・中世	（3,000円）	2000年度（平成12）発刊
○第2回配本	第一巻	資料編1	考古	（3,000円）	2002年度（平成14）発刊
○第3回配本	第四巻	資料編4	近現代	（3,000円）	2004年度（平成16）発刊
○第4回配本	第三巻	資料編3	近世	（3,000円）	2006年度（平成18）発刊
○第5回配本	第五巻	資料編5	喜連川文書	（6,000円）	2006年度（平成18）発刊
○第6回配本	第七巻	通史編2	近現代	（3,000円）	2007年度（平成19）発刊

平成8年度から本年度まで13年にわたり市民の皆様および各関係機関等のご協力により、『喜連川町史』全7巻8冊を完成することができました。心よりお礼申し上げます。

〈問〉〒329－1412　さくら市喜連川4397－1　生涯学習課郷土史編さん係　　☎686－6622

第3回さくら市健康まつりを開催します

市民の皆さんの生活習慣病などの予防および健康の増進を図るため、10月26日（日）に氏家保健センター・氏家体育館格技場で「健康まつり」を開催します。

●20歳代の基本健康診査体験（要申込）
受付時間：午前9時～10時
場　　所：氏家保健センター　集団指導室
対　　象：18歳～29歳（H2.4.1～S54.4.2生）50名
負担金：500円

●さくら市医師団による病態アドバイス・禁煙指導
時　　間：午前10時～午後1時
場　　所：氏家体育館　格技場
内　　容：健康（生活習慣病）のアドバイス・禁煙指導・展示および二酸化炭素測定・ビデオ上映
☆健康アドバイスでは、市医師団の先生方が相談に応じられます。また、禁煙指導は、市医師団の先生が指導いたします。

●さくら市歯科医師会による歯周病菌検査（要申込）・歯の健康相談
時　　間：午前10時～午後1時
場　　所：氏家体育館　格技場
☆成人の方を対象に歯科医師による歯周病菌検査を行います。事前に参加者（定員40名）を募集します。
☆歯のブラッシング指導は、お子さんからお年寄りの方の正しいブラッシングの仕方について行います。

●介護コーナー
時　　間：午前10時～午後2時
場　　所：氏家体育館　格技場
内　　容：相談コーナー・パンフレット等の配布

●国保コーナー
時　　間：午前10時～午後2時
場　　所：氏家体育館　格技場
内　　容：自己健康測定器による結果表の打ち出し・パンフレット等の配布

●食生活改善コーナー
時　　間：午前10時～午後2時
場　　所：氏家体育館　格技場
内　　容：さくら市食生活改善団体連絡協議会会員の方たちのコーナーです。

※20歳代の健診、歯周病菌検査は申込みが必要です。
10月17日（金）までにお申込みください。

＜申込み・問合わせ＞
氏家保健センター　☎682－2589

秋の行政相談週間
10月20日（月）～26日（日）

行政相談員は、総務大臣から委嘱され、地域の皆さんの身近な相談相手として、行政サービスに関する相談や、行政の仕組みや手続きに関する相談を受けています。

■行政相談とは…
国の行政全般についての苦情、その他の相談や意見・要望を受付け、相談者と関係行政の間に立って、公正・中立の立場から必要なあっせんを行い、その解決や実現を促進し、これを行政の制度および運営の改善に反映させるものです。
相談は無料です。また、相談された秘密は必ず守ります。どうぞお気軽にご相談ください。

○期日：毎月11日（氏家公民館2階団体室）　毎月30日（喜連川社会福祉センター）※土日祝日は繰り上がります。
○時間：午前10時～午後1時
○問：企画課　☎681－1113

■さくら市の行政相談委員

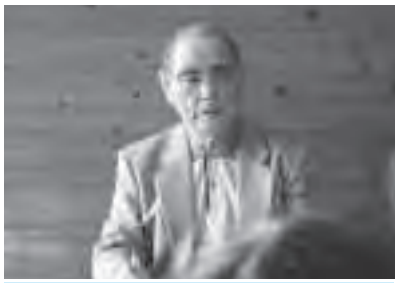

新井　正義さん
さくら市喜連川4367
☎686－2852

添田　和夫さん
さくら市氏家2521－4
☎682－2094

谷口　洋子さん
さくら市氏家2426－2
☎682－2061

さくらNEWS

市内の皆さんの身近な話題を掲載していくコーナーです！

9月下旬、秋の花・コスモスが市内各地で見られました。写真は、荒川の堤防に咲くコスモスです。

コスモスは「秋桜」とも書きます。漢字で書くと昔から日本に生殖する花のように思われますが、実は外来品種です。明治時代に渡来したと言われていますが、今ではすっかり日本の風景にとけこんでいます。ピンクや白などの可憐な花を咲かせる「秋桜」は秋の代表的な花であるとともに、季語としても用いられます。

9/5 天体観測講座を行いました

「星とロマンを語る会」「うじいえ自然に親しむ会」協力のもと、押上小学校天体観測ドームで天体観測講座が開催され、約70名の親子が天体観測を楽しみました。

最初に天体観測ドームにある望遠鏡で月の観測をした後に、校庭に設置した望遠鏡で木星や夏の星座の観察を行いました。

望遠鏡で見た木星は縞模様や4つあるガリレオ衛星も見え、参加者は初めて見る木星に驚いていました。また、夏の星座の由来や星座にまつわる話なども聞くことができ、とても楽しい時間を過ごしました。

次回の天体観測講座は2月を予定しています。

9/8 敬老の日に心をこめたプレゼント

上松山児童センターでは、様々な製作活動や楽しい遊びを計画し、子どもたちを待っています。

9月8日から12日は、敬老の日が近いこともあり、おじいちゃんおばあちゃんへのプレゼント作りを行いました。

子ども自身の写真をはったフォトフレームに色々な飾りを付けてデザインし、「いつもありがとう」「大切に育ててくれてありがとう」「いつまでも元気でいてね」など、心をこめたメッセージを、手作りのプレゼント袋に入れて渡しました。

おじいちゃんおばあちゃんは、孫からの手作りで可愛いプレゼントを受け取って、とても喜んでいたそうです。

9/6 平山郁夫展　お見逃しなく！

日本を代表する画家・平山郁夫（日本美術院理事長）の作品を集めた企画展「平山郁夫展－シルクロードを描く－」がさくら市ミュージアムで開催中です。

130回以上の取材をもとに描かれたシルクロードの風景、人物、仏画などの素描（水彩画）、本画73点が展示され、市内外から訪れた多くの来館者を魅了しています。

平山郁夫画伯はさくら市出身の日本画家・荒井寛方を日本美術院の大先輩として慕い、その出身地で展覧会を開催できることを大変喜んでいるとのこと。普段は、山梨県の平山郁夫シルクロード美術館でしか見られない作品ばかりです。10月19日(日)まで開催していますので、まだご覧になっていない方はぜひお出かけください。

9/7 市民体育祭喜連川地区夏季球技大会が行われました

★ソフトボール★

A ブロック　優　勝　穂積
準優勝　葛城

B ブロック　優　勝　鷲宿
準優勝　喜連川南

C ブロック　優　勝　松田・西河原
準優勝　鹿子畑

★バレーボール★

A ブロック　優　勝　穂積
準優勝　喜連川中央

B ブロック　優　勝　フィオーレ
準優勝　下河戸北

C ブロック　優　勝　早乙女
準優勝　喜連川北

★グラウンド・ゴルフ★

A ブロック　優　勝　早乙女
準優勝　金枝

B ブロック　優　勝　鷲宿
準優勝　松田・西河原

C ブロック　優　勝　フィオーレ
準優勝　下河戸北

9/13・14・21 市民体育祭氏家地区夏季球技大会職域大会が行われました

9月13・14日に第4回市民体育祭氏家地区夏季球技大会職域ソフトボール大会が、21日には職域卓球大会が行われました。結果は次のとおりです。選手・役員の皆さん、お疲れさまでした。

ソフトボール
優　勝　JAしおのや

卓球
優　勝　小中連合

9/22 交通安全関所開きが行われました

秋の全国交通安全運動（9月21日～30日）の2日目に、さくら警察署で、「交通安全関所開き」が行われました。

あいにくの雨のため、氏家小児童による交通安全火のリレーは中止となりましたが、交通安全の誓いを立派に述べてくれました。

その後、関係者が「だれもみなルール守って　真心運転」にちなんだだるまの目を入れ、交通安全を願いました。だるまは信号機と同じ三色で、緑には「高齢者の交通事故防止」、赤には「飲酒運転の根絶」、黄色には「全席・全員シートベルト着用」の願いがそれぞれ込められています。

最後に、出席者全員で「飲酒運転根絶宣言」を行いました。

お知らせ

「国民健康保険医療費通知」について

皆さんが病気やケガの治療のためにかかった医療費はいくらなのでしょうか？

国民健康保険加入者の方々が病気やケガのために国民健康保険で診療を受けられた場合、国民健康保険から医療機関へ支払われる医療費は、皆さんが負担された保険税と国庫等からの補助金によってまかなわれています。この貴重な保険料を有効に使うためにも、一人ひとりが自分の健康管理を十分心がけるとともに、正しく保険診療を受けていただくための目安として送っているのが医療費通知です。

市では、年に6回の医療費通知をしておりますが、医療費通知には、該当期間（通常2か月）にかかった医療費の総額（10割分）を掲載しています。医療費の額は保険診療として定められた費用のみを掲載しており、自由診療や差額ベッド代、その他保険外診療は含まれていません。加入者自身が医療機関窓口で実際に支払った額はこの「医療費の額」の3割（または2割、1割）です。

また、診療を受けたことのない病院名が記載されていたり、窓口で支払った自己負担額から計算した額と医療費の額が一致しないなど、医療費通知書の内容に疑義がある場合等、通知内容についてお問合わせがある場合は市民課保険年金係までお知らせください。

※国民健康保険医療費通知は、医療費控除の領収書としては使えません。

問 市民課 ☎681－1115

後期高齢者保険料の特別徴収のお知らせ

後期高齢者保険料の決定通知書をお送りします。

対象 後期高齢者医療制度が開始される前に被用者保険の被扶養者だった方。

○サラリーマンの夫やお子さんに扶養されていた方にも、10月からは保険料をご負担いただきます。

○新たな負担となりますので、来年3月までは9割軽減し、1割のご負担をいただきます。

○保険料はすべての高齢者にご負担をいただいており、原則として、同じ都道府県で同じ所得なら同じ保険料をご負担いただく公平な仕組みになっています。

保険料の納め方 原則として年金（年額18万円以上の方）から徴収（天引き）されます。年金額が年額18万円未満の方や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の2分の1を超える方は、納付書や口座振替等によりお住まいの市町村へ個別に収めます。

問 市民課 ☎681－1115

インフルエンザ予防接種費の助成申請について

対象 さくら市に住所があり、市外の老人保健施設・養護施設等に入所されている方、塩谷地区以外の医療機関に長期に入院されている方、または塩谷地区以外の医療機関でインフルエンザ（高齢者）予防接種を希望される方で、

①65歳以上の方

②60歳以上65歳未満の方で心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害を有する方（身体障害者手帳「1級相当」か医師の診断書が必要）

申込・申請方法 電話等で保健センターにお申込みください。

「インフルエンザ予防接種費助成申請書」と「インフルエンザ予防接種予診票」および「インフルエンザ予防接種を希望された方へ」をお渡しします。接種後、「インフルエンザ予防接種費助成申請書」（医師証明欄あり）に、領収書および「インフルエンザ予防接種予診票」（市提出用）を添えて申請してください。

※予防接種を受ける前に配布された「インフルエンザ予防接種を希望された方へ」をよくお読みください。

実施期間 12月31日まで

※実施期間を過ぎますと全額本人負担となります。

助成費用 予防接種費を医療機関に支払った場合、支払額より受益者負担分（1、000円）を差し引いた額（限度額3、200円）を助成します。

申請期間 予防接種を受けた日から平成21年2月27日（金）まで。

申請・問合わせ 氏家保健センター ☎682－2589 喜連川保健センター ☎686－1088

さくら市特定疾患者見舞金認定届についてのお知らせ

この制度は、原因不明や治療方法の確立していない難病のために苦労されている方や保護者をお見舞し、その福祉を増進させることを目的にしたものです。該当すると思われる方は、健康福祉課（☎681－1116）または、喜連川支所市民福祉課（☎686－6611）までお越しください。

受付期間 11月11日（火）～13日（木）午前9時～正午・午後1時～5時

受給資格 平成20年10月1日現在さくら市に住所を有し、一般特定疾患または小児慢性特定疾患の認定を受けた方。

見舞金額 年額 10、000円

持参品

①次の2点のうちいずれか1つを持参してください。

○一般特定疾患医療受給者証（有効期限が平成21年9月30日のもの）

○小児慢性特定疾患医療受診券（有効期限が平成21年3月31日のもの）

②次のものは全員持参してください。

○印鑑

○本人名義の銀行等の預金通帳（ゆうちょ銀行は除く・小児の場合は、保護者名義のもの）

※すでに認定されている方の現況届の受付も、右記の期間に実施します。10月中旬までに本人あてに通知をします。

喜連川小学校の解体工事を行っています

工事の際は十分注意し、安全な施工を心がけております。なお、騒音や振動などにより、ご迷惑をおかけすることがあるかと思いますが、ご理解とご協力をお願いします。

問 学校教育課 ☎686－6620

身体障害者巡回相談を開催します

日時 11月19日（水）午後2時～3時30分

場所 氏家保健センター

対象 聴覚に障害のある方、肢体の不自由な方で、身体障害者手帳の交付、障害の等級変更、医療、補装具等の相談のある方。

申込期限 10月31日（金）

申込方法 健康福祉課までお申込みください。

問 健康福祉課 ☎681－1116

健康福祉課からのお知らせ

次の手当に該当すると思われる方は、健康福祉課（☎681－1116）までお問合わせください。すでに認定を受けている方は必要ありません。

◎特別児童扶養手当

精神もしくは身体に重度の障害のある児童を養育している保護者に支給されます。ただし、所得制限などの条件があります。

◎特別障害者手当・障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害があるため、日常生活において常時介護をする状態にある方に手当が支給されます。ただし、所得制限などの条件があります。

浄化槽設置費補助金の申込みを受付けています

対象

①浄化槽の設置場所が、下水道事業等の認可区域外であり、その住宅に住んでいるか、または住む予定の方。

②浄化槽を設置する住宅が、主に居住を目的としているものである方。（賃貸目的の共同住宅等は除きます）

③平成21年3月末までに工事が完了する方。

補助金額 浄化槽の人槽（大きさ）により異なり、予算の範囲内での補助となります。

申込方法 下水道課の窓口で、随時受付けます。

持参品

①印鑑

②浄化槽人槽の算定基準となる延べ床面積のわかるもの（建築確認通知書の写しや建築物の図面など）

③設置場所の案内図

問 下水道課 ☎681－1118

きれいな川のために！浄化槽の上手な管理

浄化槽は微生物の働きでトイレなどからの汚水をきれいにする装置です。

日頃の「保守点検」、「清掃」は浄化槽の機能を十分に発揮させるため、必要な作業です。

◎保守点検

浄化槽は生きています。

浄化槽の機能を十分に発揮させるため、定期的に浄化槽内部の作動状況、放流水の水質などを点検し、異常や故障が発生しないように、予防措置を行います。「浄化槽保守点検業者」と契約を結び、定期的に実施してください。

◎清掃

浄化槽を使用していると、槽内に沈殿物や汚泥が溜まり、浄化槽の機能が低下してきます。汚泥の除去や装置の洗浄などを目的とした清掃が必要となります。

浄化槽法で浄化槽の種類ごとに、清掃回数が決められています。

◎法定検査

浄化槽を新しく設置した場合は、使用開始後3か月を経過した日から5か月以内に行う「設置後等の水質検査」と、その後は毎年1回定期的に行う「定期検査」を受けることが法律で義務づけられています。

問 下水道課 ☎681－1118

母親学級（栄養編）に参加してみませんか？

日時 11月11日（火）午前10時～正午

場所 喜連川保健センター

内容 「妊娠中の栄養について」栄養士からアドバイス「こんなランチはいかが？」簡単な調理実習

対象 平成21年2月・3月出産予定の方

持ち物 母子手帳・エプロン・三角巾・米1合

申込方法 電話にて氏家保健センターにお申込みください。

問 氏家保健センター ☎682－2589

「狩猟免許出前講座」を開催します

イノシシなどの有害獣を捕獲するために、狩猟の技術は重要です。そんな狩猟の大切さや狩猟の面白さ、狩猟免許試験の内容などについて、講習会が開催されます。

日時 10月23日（木）午後1時30分～4時

場所 矢板公民館 大会議室

内容

○講義「今なぜ「狩猟」なのか～人間と野生動物の方程式～」「現役ハンターが語る～狩猟体験談～」

○講義と実演「狩猟免許試験はどんなもの？」

○試食「イノシシ鍋を食べてみよう」

参加費 無料

問 県自然環境課 ☎623－3261

「さくら市書道連盟展」を開催します

日時 10月23日（木）～26日（日）午前9時～午後5時（初日は午後1時～、最終日は午後4時まで）

場所 道の駅きつれがわ・交流ターミナル2階展示室

問 書道連盟 大木 ☎682－3780

「桜ふれあいの郷まつり」を開催します

地元音楽家のほか、プロの劇団を呼んでいます。農産物や手芸品の販売、模擬店などもあります。皆さんのお越しをお待ちしています。

日時 10月19日（日）午前10時30分～午後3時（雨天決行）

場所 桜ふれあいの郷 愛の鐘広場

問 桜ふれあいの郷 ☎682－6611

税務署からのお知らせ

11月4日から、氏家税務署の代表電話が自動音声案内に変わります。具体的な操作については、音声案内に従っていただきますようお願いします。

なお、国税に関する質問・相談は、代表電話の番号案内に従い国税局「電話相談センター」でお受けします。

問 氏家税務署 ☎682－3311

募集

災害ボランティア養成講座に参加しませんか？

近年、地震や豪雨など大規模な自然災害が多発し、さくら市でも8月16日に110ミリという「記録的豪雨」により床上浸水5件の被害がありました。

災害はいつ起きるかわかりません。いざという時は、住民同士の助け合いが重要となります。災害ボランティア養成講座にぜひご参加ください。

日時　10月29日(水)午前10時～午後3時30分
場所　喜連川社会福祉センター
内容
○炊き出しの体験
○講話「災害時ボランティアの心構え」講師　栃木県社会福祉協議会　桧原賢一氏
○昼食(炊き出しした物を試食)
○「茂木水害現地の見学と体験談を聞く」発表者　茂木町社会福祉協議会　平山敦子氏
定員　40名(先着順)
参加費　無料
申込期限　10月20日(月)
申込方法　社会福祉協議会本部にお申込みください。
問　社会福祉協議会本部　☎686－2670

「しおや地産地消のつどい」に参加しませんか？

今年の地産地消イベントは、「聞いて・食べて・体験して」の全員参加型です。親子での参加大歓迎です！

日時　11月22日(土)午前10時30分～午後3時
場所　星ふる学校くまの木(塩谷町)
内容
○トークショー(午前10時30分～正午)
　オトワレストランの「音羽シェフ」や元サッカー日本代表　松永章氏など。(先着200名・申込制)
○トークショー終了後、オトワレストランなどによる、地元産の食材を使用した料理の試食会を実施します。(正午～午後1時30分)
○体験教室の実施
　親子そば打ち教室、Ｍｙ箸づくり教室、わら細工づくり教室、海苔巻き寿司づくり教室、ベジタブルカービング(野菜の彫刻)教室、など。(定員あり・申込制)
○地元直売所での農産物や加工品等の販売など。
申込方法　電話またはＥメールで、住所・氏名・参加したい内容をお知らせください。定員になり次第締め切りさせていただきます。
申込み・問合わせ　ＪＡしおのや営農企画課　☎681－7554　✉einoukikaku@ja-shionoya.or.jp

さくら市の行政区

第4回目　(行政区長：高瀬忠男さん)

川岸行政区の戸数は事業所等除き310戸(H20.10.7)。国道4号と国道293号が交差する「川岸交差点」周辺の地域で、皆さんにもおなじみの場所ではないでしょうか。

明治初期に、それまで上阿久津でのみ許可されていた川荷を下ろす川岸(船着場)が作られ、廻船業が盛んになりました。

川岸は、そんな中、本町・伝馬町から分離して新しい集落となりました。しかし、明治19年に鉄道が開業し、物資輸送を行うのは鉄道が主となったため、船着場が衰退し、住民の皆さんも農業等を行う方が増えていったようです。

その後、平成5年に旧氏家町で公共下水道が供用開始になると、市街地や駅にも近く利便性が良いことから、住宅地が急速に増加してきました。そのため、住民も比較的若い方々が多く、パワーがあります。市民体育祭は、「川岸・卯の里」として、平成17年度より3連覇を達成し、今年も、4連覇が期待されています。

住環境は、国道4号上阿久津バイパスができてからは静かになり、近くにはゆうゆうパークやミュージアム、勝山公園、大型スーパーなどがありとても住みやすく、今後もさらなる住宅の増加が予想されます。

また、昔から住んでいる方と新しく住み始めた方との調和がとれた行政区です。

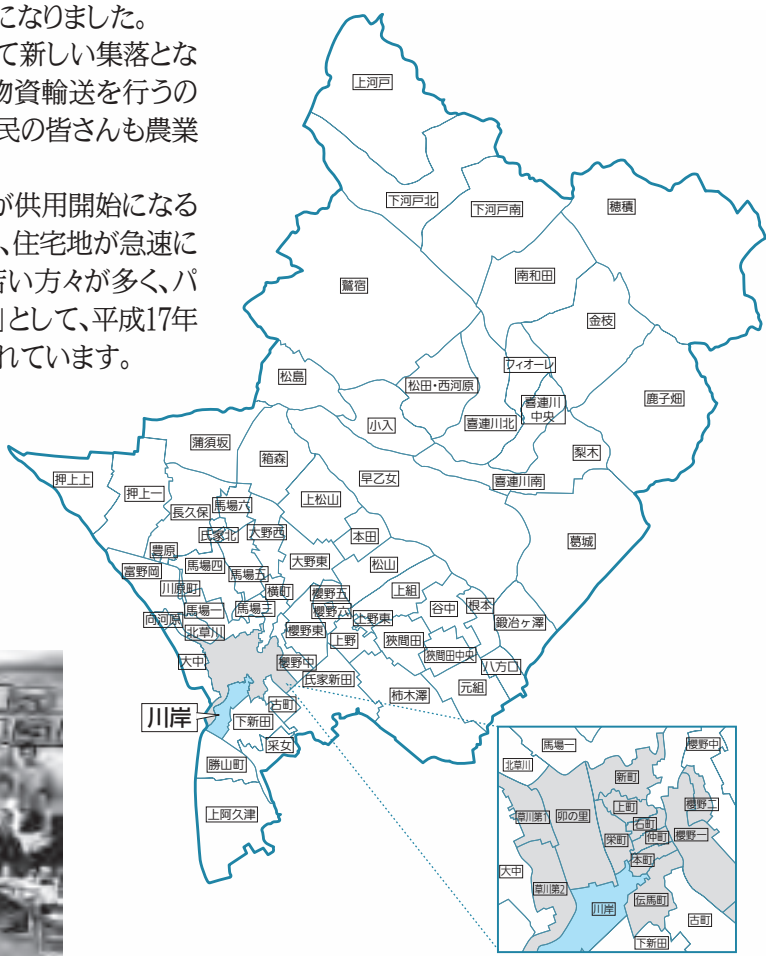

素敵!! “地域の宝”発見の旅⑮

～さくら市をもっと好きになろう!!～
〈問合わせ〉生涯学習課　☎686－6621

福祉のまち　さくら市

地域の宝レポーター
生涯学習推進委員
五江渕　賢一

さくら市には、身体障害者施設、知的障害者施設、精神障害者施設、また、児童福祉施設と老人福祉施設もあり、人口4万2千人の市にしては福祉施設がたくさんあります。

福祉施設がたくさんあるということは、市民の皆さんにとって障害を持つ人たちとの出会いや交流の機会が多くあるということです。小学生から運動会や施設のお祭りを通し交流していますし、中学・高校生も体験研修の場を設け交流しています。大人になると、施設見学やボランティア活動で交流しています。また、障害を持つ人たちが市内で買い物をしていたり食事をしている場面にも多く出会っていると思います。

さくら市では、市民の皆さんが障害を持つ方々と多くの出会いや交流の機会があるわけです。それだけに障害を持つ方々を理解することができ、優しさや思いやりの気持ちが芽生えていくでしょう。

福祉施設が多いということはさくら市の宝です。障害を持つ方々とのふれ合いや交流を通して人として大切な「人を思いやる心、いたわる心」が育まれる環境にあるのですから。

障害のあるなしに関係なく、人と人のふれあいの中で、親切心や思いやりの心を持ち接することは、心のかきねを越えたまちづくりにつながると思います。もしよろしければ、身近なところから自分のまちを点検してみませんか。そのことが、ソフト・ハード両面を合わせた福祉のまちになるのではないでしょうか。

桜ふれあいの郷 運動会

桜ふれあいの郷 芋ほり交流会

清風園 納涼祭

さくら市消費生活センター

消費生活情報のひろば

お気軽にご相談ください！
さくら市消費生活センター　☎681－2575

契約で困ったら？　～消費生活センターでは～

○消費生活センターってどんなところ？

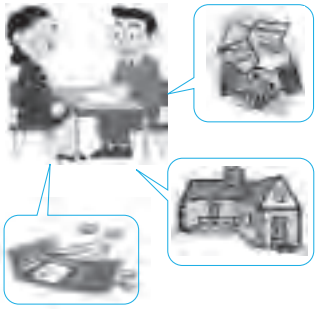

私たちが日常生活している中で、消費者契約をめぐるトラブルは、件数の増加に加えて、悪質化・多様化しています。しかし、消費者と事業者には情報力・交渉力に格差があることから、消費生活センターを設置しています。

相談者からの苦情の内容をよく聞きその実情に際し解決を図るために、適切な情報を消費者に提供したり、苦情処理のための助言やあっせんを行います。また、疑問や不安があるときは契約をする前の相談もできます。

契約のトラブルに関する相談のほかにも、多重債務問題や商品に関する苦情についての相談、振り込め詐欺等の相談も行っています。

また、消費者問題についての学習会等に専門相談員を派遣し、被害に遭わないための啓発活動（出前講座）も行っています。

○どのように相談すればいいいいの？

消費生活センターへの相談は、内容にもよりますが、電話相談や来所での相談があります。契約に関しての相談は、契約日、商品やサービス名、価格、購入先、契約のきっかけやその後の状況などをメモしておくと相談がスムーズになります。また、契約関係の書類もそろえておくことも大切です。

- **相談日・時間**：月曜日～金曜日　午前9時～午後4時
- **場　　所**：さくら市消費生活センター　相談室（市役所第2庁舎2階　商工観光課内）

保健師の健康づくりコーナー

《問合わせ》 氏家保健センター ☎682－2589 喜連川保健センター ☎686－1088

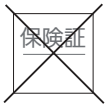

加入保険に関係なく、受診券の有無に関係なく がん検診は今までどおり受けられます!!

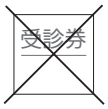

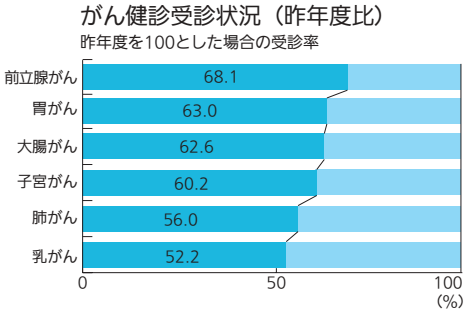

氏家・喜連川保健センターで実施している総合健診もいよいよ終盤にさしかかってきました。皆さん、もう健診はお済みですか?

4月に法律の改正があり、40～74歳までの方の「特定健診」が始まりました。特定健診を受けるためには、「保険証」や「受診券」が必要になり、市民の皆さんには混乱があったと思います。

ここにきて、ようやく「特定健診」の受け方が市民の皆さんに広まってきましたが、「特定健診」とは別の「がん検診」も「保険証」や「受診券」がないと受けられないと誤解されている方がいらっしゃるようですので、今回のコーナーでとりあげることにしました。

今からでも間に合います!!がん検診

保健センターで実施している「がん検診」は、加入保険や受診券の有無に関係なく、胃・肺・大腸・乳がんは30歳以上、前立腺がんは50歳以上、子宮がんは20歳から受けることができます。

上のグラフを見ると、昨年度の受診者数を100%とした場合、今年度8月末現在の各がん検診受診者割合はどの検診も70%にとどかない状況です。特に、全国的に死亡率が増加傾向にある肺がんと乳がんは60%にも満たない状況です。

「がん検診」の受け方を誤解していた方、「がん検診だけに行くのは面倒だ」と思っていた方、総合健診の日程がまだ何日か残っています。これからの申込みも大歓迎です。お電話お待ちしています。

☆これからの総合健診日程

氏家保健センター実施日：10月15日(水)　16日(木)　26日(日)　27日(月)
喜連川保健センター実施日：11月5日(水)

図書館

開館時間　午前10時～午後6時
10月の休館日　氏家図書館　17　24　30　31
喜連川図書館　20　27　30

2008読書週間「おもわぬ出会いがありました」

10月27日(月)～11月9日(日)までの2週間は読書週間です。この機会に楽しく読書をしませんか？

氏家図書館

期間中、図書や雑誌をたくさん借りられた方には、本のしおりまたは折り紙のかえるを差し上げます。

喜連川図書館

期間中図書を借りた方に特製消しゴムスタンプのしおりをプレゼントします。

おはなし会

氏家図書館

10月18日　午前11時～　25日　午後2時30分～
わらべうたの会　10月16日　午前11時～

喜連川図書館

10月18日　午後2時30分～

ブックスタート（8か月児対象）

10月28日(火)氏家保健センター(健診終了後)

長期休館のお知らせ

喜連川・氏家両図書館のシステム統合のため、11月21日から30日まで、両図書館とも休館になります。

ゆめ！さくら博に出展します

○氏家・喜連川図書館

10/25～　雑誌リサイクル市
貸出をしなくなった古い雑誌のリサイクル(無料配布)を行います。

○氏家公民館ホール

10/25　11:20～12:00　氏家の昔話(アリスの会)

○喜連川図書館

10/25・26　おりがみ広場(開館時間内)
10/25　10:30～・14:00～　水ヨーヨー風船つり
(各回先着50名　小学生以下)
10/26　10:00～12:00　おはなしリレー(バーママ)
10:30～・14:00～　ポン菓子実演・無料配布
(各回100名程度)
12:30～・14:00～　バルーン工作
(各回先着25名)

「懐かしの名画上映会」ゆめ！さくら博スペシャル

10/25(土)「誰がために鐘は鳴る」
(アメリカ 1943年 170分)　13:30
10/26(日)「風と共に去りぬ」
(アメリカ 1939年 212分)　13:30
※上映作品はすべて日本語吹替え版です。
場所：喜連川図書館　2階視聴覚室
定員：各回40名　入場無料

氏家図書館　☎682-9889　http://www.lib.ujiie.tochigi.jp　喜連川図書館　☎686-7111　http://www.lib.kitsuregawa.tochigi.jp

マイ・バッグ・キャンペーンを実施中

環境課からのお知らせ
〈問〉環境課681－1126

10月は3R（リデュース・リユース・リサイクル）推進月間です。買い物のときはマイ・バッグを持参して、ごみを減らしましょう。このキャンペーンをきっかけに、地球の環境や資源のこと、ごみの減量について考えてみませんか。

◆マイ・バッグ・キャンペーン強化月間：10月1日～31日

☆3Rとは？

ごみ減量を進める上で、

①ごみを減らそう＝Reduce（リデュース）
②繰り返し使おう＝Reuse（リユース）
③再び資源として利用しよう＝Recycle（リサイクル）

この①～③のリデュース、リユース、リサイクルの、それぞれの頭文字のRをとって「3R」と呼んでいます。ごみ減量をこの3つの手法で進めていくことが「3R活動」となります。

消費者の方にお願い

○買物にはマイバッグ・ふろしきを持参しレジ袋や過剰包装を辞退願います。
○エコマーク商品や再生商品等、環境にやさしい商品を購入してください。

事業者の方にお願い

○レジ袋や過剰包装等の提供をできるだけ控えるようお願いします。
○環境にやさしい商品の提供をお願いします。

入札結果（9月）

〈問〉財政課 ☎681－1122

入札日	工事・委託名	工事・委託概要	請負額(円)	請負業者名
9月30日	市営新町住宅改修工事	住宅改修	3,097,500	㈱伸興建設
9月30日	平成20年度　拡張工事 第6工区	配水管布設工、仕切弁設置工、消火栓設置工	7,822,500	㈲豊岡ポンプ電機店
9月30日	平成20年度　拡張工事 第7工区	配水管布設工、仕切弁設置工、消火栓設置工	6,562,500	㈱宮川電設
9月30日	平成20年度県単独農業農村整備（農道整備）事業早乙女地区道路改良工事	表層工、路盤工、置換工	4,935,000	㈱永岡土建
9月30日	平成20年度市営ふるさと農道緊急整備事業狭間田中央地区道路改良工事	表層工、路盤工、置換工	15,015,000	㈱斎藤工業
9月30日	文学の道改修工事	プラ擬木丸太階段工	4,987,500	㈱タカノ
9月30日	平成20年度　道路整備工事（市道U2-25号）	暗渠側溝工、舗装工、歩車道境界ブロック工	23,310,000	㈱谷田建設
9月30日	平成20年度　道路整備工事（市道U2-26号）	暗渠側溝工、舗装工、歩車道境界ブロック工	25,305,000	㈱荒牧組
9月30日	平成20年度　道路改良工事(分割２号)（市道U1153号）	自由勾配側溝工、土留付側溝工	37,485,000	山本建設㈱県北営業所
9月30日	平成20年度　道路改良工事（市道U1365号）	自由勾配側溝工、擁壁工	22,890,000	友建工業㈱
9月30日	平成20年度　側溝整備工事（市道U1095号）	自由勾配側溝工	5,743,500	㈱イ屋組
9月30日	平成20年度防護柵設置工（市道Ｋ2017号・市道Ｕ１－20号）	ガードレール設置工	3,087,000	㈱伸興建設
9月30日	平成20年度　道路舗装補修工事（市道Ｋ1003号）	路面切削工、不陸整正工、舗装工	12,915,000	村上建設㈱
9月30日	平成20年度　測量・設計業務委託（市道U1104号）	基準点測量、路線測量、用地測量、道路詳細設計	5,512,500	㈱筑陽測量設計さくら支店

✻寄贈（敬称略・順不同）ありがとうございました

【ふるさとづくり寄付金】
▼金1万円＝喜連川北　滝沢マサ子

【さくら市】
▼癒し　さくら地蔵134個＝本町　田代芳郎

【社会福祉協議会】
※9月24日(水)までに寄付していただいたものです。
▼金10万円＝箱森　岡田一夫・(故)岡田キイノ▼金5万円＝仲町　中邨照・(故)中邨栄之助▼金5万円＝狭間田中央　小野久夫・(故)小野君枝▼金1万円＝本町　猪瀬哲二▼金1、600円＝氏家商工まつり実行委員会

【氏家小】
▼図書カード5万円分＝仲町　中邨照・(故)中邨栄之助

【押上小】
▼図書カード5万円分＝長久保　小島昭一・(故)小島　昇▼図書カード3万円分＝長久保　小林　譲・(故)小林ミツ

【熟田小】
▼文具券3万円分＝狭間田　青山卓央・(故)青山定市▼図書カード5万円分＝狭間田中央　小野久夫・(故)小野君枝

【上松山小】
▼図書カード10万円分＝箱森　岡田一夫・(故)岡田キイノ▼図書カード5万円分＝松山新田　添田ミツエ・(故)添田　守

【氏家中】
▼図書カード5万円分＝長久保　小島昭一・(故)小島　昇

平成20年10月15日発行　編集：さくら市役所　総務部　企画課
〒329-1392　栃木県さくら市氏家2771
☎028-681-1113　FAX028-682-0360
http://www.city.tochigi-sakura.lg.jp/

11月の文化振興事業　**入場無料**

唐木千咲ピアノリサイタル

さくら市に縁のあるピアニスト唐木千咲氏のピアノリサイタルです。

日　時：11月9日(日)　午後2時～
場　所：喜連川公民館
曲　目：キラキラ星ヴァリエーション KV.265　他
〈問〉　生涯学習課　☎686－6621

図書館でワッハッハッと笑おう「古典教室　落語の世界へご案内」

日　時：11月15日(土)16日(日)午前10時～
場　所：喜連川図書館
出　演：三遊亭歌橘(栃木県出身、真打)
〈問〉生涯学習課　☎686－6621　**入場無料**

さくら市消防団通常点検並びに放水点検

日　時：10月26日(日)
通常点検：午前7時30分～(氏家小学校)
分列行進：午前10時～11時(氏家小学校から国道293号入口まで)
放水点検：午前11時30分～正午(市の堀用水)
〈問〉総務課　☎681－1111

交通事故発生状況(人身事故)

平成20年9月末日現在(前年同月比)

		平成19年	平成20年	同年比
さくら市	件　数	220	184	-36
	死　者	2	3	1
	負傷者	293	259	-34

		平成19年	平成20年	同年比
栃木県	件　数	10,094	8,557	-1,537
	死　者	102	90	-12
	負傷者	13,067	11,012	-2,055

さくら市ミュージアム －荒井寛方記念館－

郷土の人物シリーズ

みんなの大恩人

－黒須菊三九・光雄先生－

10月24日(金)～12月14日(日)

医師として地域医療に貢献しながら、郷土の文化発展に尽くした黒須菊三九・光雄父子の偉業を紹介します。

素敵に色づいて Autumn Concert

日　時　10月26日(日)　午後2時～
出　演　佐藤寛美(ピアノ)
　　梗間良子(ヴァイオリン)
場　所　エントランスホール
※観覧料(一般300円)でお聴きいただけます。

「氏家にある大谷石の建造物について」(仮題)

講　師　海老原　忠夫　先生
日　時　10月25日(土)　午後2時～
場　所　ミュージアム講座室
主　催　氏家歴史文化研究会

〈問〉　さくら市ミュージアム　☎682－7123

さくら市のむかしばなし

上阿久津の浮島地蔵(かみあくつ　うきしまじぞう)

むかしむかし、ある船乗りが鬼怒川を通ったときのことです。上流から何か大きな黒い塊がプカプカ浮いて流れてきました。不思議に思った船頭が近づいてみると、何やら石のようで、もっと近づいてみると、なんと石でできたお地蔵様でした。

船頭は「水に浮いているなら、軽石か何かでできたお地蔵様だろう」と思い、これも何かの縁だと、流れてきたお地蔵様をすくいあげようとしました。ところがどうでしょう、そのお地蔵様は、ズッシリと重いではありませんか。

「なんて不思議なことだ。きっと、ありがたいお地蔵様に違いない」

話を聞いた村人たちは、流れてきたお地蔵様を上阿久津の地に安置し、「浮島地蔵」と呼んで、厚く信仰しました。

※前回に続き今度は上阿久津の浮島地蔵の話を紹介しました。この上阿久津の浮島地蔵は台座に元文四(一七三九)年九月の年号と共に、

女人等現当二世安楽所

とあり、古くから子授け、安産、子育てにご利益のあるお地蔵様として、信仰されてきました。

〈問〉
生涯学習課　☎686－6621
✉syogaigakusyu@city.tochigisakura.lg.jp

次回の広報さくら(11月1日：第86号)は10月31日折込予定です。